

## 令和7年度幸田町児童クラブ入所案内

放課後児童健全育成事業として、昼間保護者のいない家庭の小学生の育成・支援をするため、遊びや生活習慣を身につけさせることを目的とする児童クラブ活動を行います。

### 1 対象

仕事等で昼間に保護者のいない恒常的留守家庭等で、適切な養育が得られない小学1年生から6年生までの児童を対象とします。いずれの小学校区も受入れ可能な範囲で入所決定していきます。  
※入所決定後に数か月利用のない方が見受けられます。本当に必要な方が利用するためにも、児童とよく御相談の上で申込みをお願いします。

※限られた施設、支援員で多くの児童の支援を行います。集団生活に適応できない場合は、入所不許可又は退所となる場合があります。

※医療行為等の支援を必要とする場合は、入所不許可となることもあります。

※障害児通所支援事業として、授業終了後又は休業日に支援が必要と認められた就学児を対象として、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行う「放課後等デイサービス」があります。詳細につきましては、福祉課福祉グループ（TEL63-5112）までお問い合わせください。

### 2 支援場所等

児童クラブ名	支援場所	定員	電話
坂崎第1児童クラブ	坂崎小学校体育館2階会議室	30	62-2924
〃 第2児童クラブ	〃 南館児童クラブ室	40	63-1572
幸田第1児童クラブ	幸田小学校体育館2階会議室	40	62-0715
〃 第2児童クラブ	〃 北舎1階会議室	50	62-2721
〃 第3児童クラブ	〃 南館1階児童クラブ室	50	62-0203
〃 第4児童クラブ	〃 本館1階多目的室	50	62-0226
中央第1児童クラブ	中央小学校体育館地階児童クラブ専用スペース	50	62-8126
〃 第2児童クラブ		40	63-3885
〃 第3児童クラブ		〃 西館1階児童クラブ室	50
荻谷第1児童クラブ	荻谷小学校体育館2階会議室	20	62-4222
〃 第2児童クラブ	〃 特別教室棟1階多目的室	40	62-1055
深溝第1児童クラブ	深溝小学校体育館2階会議室	20	62-4223
〃 第2児童クラブ	〃 南館2階児童クラブ室	50	62-6660
豊坂第1児童クラブ	豊坂小学校体育館2階会議室	30	62-2923
〃 第2児童クラブ	〃 東館1階児童クラブ室	50	62-0750

### 3 支援日及び時間

(1)毎週月曜日から金曜日…下校後から午後6時30分まで

(2)土曜日、祝日、小学校の長期休業日及び学校行事等による特定休業日…午前7時30分から午後6時30分まで

※土曜日及び祝日は、中央小学校にて全クラブ合同で実施します。

・午後6時以降も利用される場合は、入所決定後改めて延長申請をする必要があります。

4 休業日

日曜日、年末年始（12月29日から1月3日まで）、夏季休業（8月13日から15日まで）

5 支援者

保育士、教諭資格等を有する者を主に支援員として配置

6 手数料

1か月当たりの利用日数が10日以下…3,000円 ※8月は4,000円

〃の利用日数が11日以上…6,000円 ※8月は8,000円

※納付は口座振替でお願いします。

7 申請方法 できるだけ電子申請のご利用をお願いします。

(1) 電子申請

ア PCで申請する場合

町ホームページにアクセスして、ページ名「令和7年度児童クラブ入所申し込みについて」内のリンクから進んでください。

町ホームページURL：<https://www.town.kota.lg.jp>

記事ID：11417

イ スマートフォンで申請する場合

右の二次元コードをスマートフォンのカメラで読み取ってください。



(2) 紙申請

ア 入所申込書

イ 就労証明書（保育園等の利用申込書に添付するもののコピーでも可）

※就労以外の理由による申し込みは、次の書類を提出してください。

区分	利用許可期間	提出書類
就学又は技能訓練	在学・訓練期間	在籍証明書及びカリキュラムの写し
出産	産前6週産後8週	母子手帳の出産予定日と氏名が記入されたページの写し
入院	入院期間	診断書又は入院計画書の写し（療養期間が分かるもの）
傷病	療養に要する期間	診断書の写し（療養期間が分かるもの）
介護・看護	介護・看護期間	被介護者・被看護者の診断書の写し（療養期間が分かるもの）
障がい者		障がい者手帳の写し
その他		就労証明に準ずる書類

※同居親族（令和7年4月1日時点で学生を除く20歳以上70歳未満）は必ず提出をお願いします。未提出の場合、申込受付の対象外となりますので、御注意ください。

- 提出書類等は、令和6年10月1日（火）から、町ホームページでダウンロードできます。  
また、用紙での提出書類は、役場こども課及び各児童クラブで配布します。
- 必要事項を御記入の上、住民こども部こども課 児童育成グループ（役場1階3番窓口）に持参又は郵送で提出してください。各クラブでの受付はしませんので、ご注意ください。
- 年度ごとの申し込みとなりますので、現入所児が引き続き新年度の入所を希望される場合も、改めて申し込みが必要です。

## 8 申込期間

こども課：令和6年10月1日（火）から11月29日（金）午後5時15分まで

※期間後の申し込みは、4月1日入所の選考対象となりません。

- ・入所の可否につきましては、令和7年2月頃に郵送にて通知予定です。
- ・期間終了後の申し込みについては、原則入所待機での受付となりますので御承知おきください。入所待機の方は最短で1か月程度の調整期間が必要となり、入所可能な場合のみ通知します。通知が無い場合は、入所待機継続中ということで御了承ください。

## 9 その他

- ・学校の休業日及び半日授業等で給食のない日は、弁当、水筒を持参してください。
  - ・児童の送迎は、保護者等でクラブ室まで行き、お迎えの時間を厳守してください。
  - ・申し込みについては、次の利用希望形態を選択ください。
    - ① 年間を通して（夏休み等含む。）希望される場合は **“通年”**
    - ② 夏休み等の長期休業日のみを希望される場合は **“長期休業日のみ”**
  - ・※必ずいずれかを選択してください。併記は認められません。
  - ・手数料が未納の場合、クラブの利用を一時停止させていただく場合があります。
  - ・無断で1か月以上クラブを欠席した場合は、退所していただく場合があります。
  - ・施設、支援員が限られています。定員以上の申し込みがあった場合には、入所審査選考基準表に基づき次の計算方法で算出された点数の高い順に入所を決定させていただきます。
    - 【基本指数】：同居親族（令和7年4月1日時点で学生を除く20歳以上70歳未満）の合計を該当者数で除したもの
    - 【調整指数】：該当者に加算される指数
    - 【審査指数】：【基本指数】＋【調整指数】
  - ・入所審査選考基準表に基づいて算出された点数が同じ場合は、次の優先基準で入所決定させていただきます。
    - ① 低学年
    - ② ひとり親家庭
    - ③ 勤務終了時間の遅い順
- ※入所決定となった方には、6月に就労状況等の調査を行います。

【問合せ 幸田町住民こども部こども課 児童育成グループ TEL 6 2 - 1 1 1 1 内線 1 3 4】